

平成七年政令第百四十九号

私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令

内閣は、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の二第二項、第八十七条の四及び第九十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

二号	第一項及び第二項第 一號及び第二項第 二項	第七十八条 第二項	二十二万 四千四百円	二十三万四百円
第八十二条 第一項後段	第八十二条 第一項第一 号及び第二 号	第一項 五百円	七万四千 八百円	七万七千百円
加えた金 額)	乗じて得 た金額	五千円	五十八万 六十万三千二百円	五十八万 六六十万三千二百円
第八十二条 第一項 加えた金 額)	乗じて得 た金額	八百円	第一項後段 五千円	第一項 五百円
第一項 加えた金 額)	乗じて得 た金額	八百円	第一項 五百円	五百円

附則第三条 旧共済法による年金（ （国私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法 家公務員等共済組合法等十年法律第六百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教 の一部を改正する法律職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。附則第 （昭和六十年法律第一百五十七条规定する「昭和六十年改正前の私学共済法」とい 号。以下「昭和六十年改正前の年金をいう。）附則第五律（昭和三十六年法律第百四十 正法」という。）附則第五律（昭和三十六年法律第百四十号。同条において「昭和三十 十条第一項に規定する旧年金私学共済改正法」という。）附則第四項第一号に規定する 共済法による年金をいう。）	附則第四条 第一項第一号	附則第四条 第一項第二号	附則第十三条の九	附則第十三条の九	附則第十三条の九	附則第十三 条の九	附則第十三 条の九
附則第七条 第一項第二号	附則第六条 第一項第一号	附則第五条 第一項第二号	附則第六条 第一項第一号	附則第十五条 第一項第一号	附則第十三条 第一項第一号	新私学共済法附則第二十八項	新私学共済法附則第二十八項
附則第七条 第一項第二号	附則第六条 第一項第一号	附則第十三条の九	附則第十三条の九	附則第十三 条の九	附則第十三 条の九	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第一 条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新私学共済法」とい う。）附則第二十八項	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第一 条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「旧私学共済法」とい う。）附則第二十八項
旧共済法による年金（昭 和六十一年改正法附則第二 条第六号に規定する旧共 済法による年金をいう。）	旧私学共済法附則第二十八項	新私学共済法附則第二十八項	新私学共済法附則第二十八項	新私学共済法附則第二十八項	新私学共済法附則第二十八項	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第一 条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「旧私学共済法」とい う。）附則第二十八項	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第一 条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「旧私学共済法」とい う。）附則第二十八項